

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況	基準日
86	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 9 児童育成料 (2) 未収金の回収業務 ④ 結果及び意見 【結果9】 所在不明の債務者について所在調査が実施されていない。債権管理マニュアルに従い、速やかに所在調査を実施すべきである。</p> <p>債権管理マニュアルでは、納入通知書、督促状、催告書等の書類が返送された債務者については、「速やかに債務者の所在調査を行い、債務者に書類を送達する」よう規定されている。児童が放課後児童育成クラブに入所している場合は、利用している放課後児童クラブへの問合せ等により、債務者の所在は判明している。しかし、児童が退所し債務者の所在が不明の場合に、戸籍の附票や住民票の請求等の所在調査が実施されていない。債権管理マニュアルに従い、所在調査を実施する必要がある。</p>	放課後児童育成課	<p>検討中</p> <p>現在の滞納者の発生件数において、戸籍の附票や住民票の請求等の所在調査を行う場合の業務負荷に課の人員で対応可能かの判断が困難なため、今後の滞納者数の推移も鑑み、他の方法を含めて引き続き検討を行います。</p>	令和7年4月1日現在